

市内社会福祉法人にかかる虐待通報について（調査結果）

1 対象法人及び運営施設

(1) 対象法人

社会福祉法人ときわ会

(2) 運営施設

①通所事業所 6カ所

あさやけ作業所、あさやけ風の作業所、あさやけ鷹の台作業所、あさやけ第二作業所、サングリーン、あさやけ喜平橋食堂

②グループホーム 6カ所

共同ホームサンライズ、共同ホームつくしんぼ、共同ホームはやぶさ、共同ホームさらさ、共同ホーム一歩、共同ホームこげら

2 当該事案に対するアンケート調査の概要

障害者虐待防止法及び厚生労働省「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き（令和5年7月）」（以下、「国の手引き」という。）においては、障害者虐待の通報等を受けた際の対応として、受付、事実確認等及びコアメンバー会議による判断のほか、虐待の事実が確認できた場合は都道府県への報告などが示されています。

当該法人については、複数の虐待事案の発生が疑われたため、障害者虐待防止法及び国の手引きで示されている聞き取り調査の位置付けとして、令和5年度に施設職員等を対象としたアンケート調査及び聞き取り調査等を行いました。

(1) アンケート調査の概要

①配布対象者

当該法人が運営する施設の全職員等を対象（約120名程度）

②調査期間

令和5年6月26日から7月20日まで

③回答率

71%

なお、配布対象者の1割程度の方から自由記載欄の記述（虐待疑い、意見、要望等を含んだもの）がありました。

(2) 施設職員等への聞き取り調査の概要（小平市分）

①調査期間

令和5年7月14日から10月13日まで（一部追加案件については、10月25日まで実施）

②調査方法

施設職員への聞き取り、訪問による利用者の状況確認等

③聞き取り調査を行った事業所の職員数

延べ59人

④訪問調査及び聞き取り調査を実施した日数

延べ32日

⑤聞き取り調査を行った市職員数

10人

⑥調査結果

訪問調査及び聞き取り調査の結果、合計4件の虐待（心理的虐待2件、身体的虐待2件）の判断に至った事案がありました。また、虐待の事実が認められなかった事案は18件ありました。

3 市の対応について

(1)「虐待の判断に至った事案」に対し、市が当該法人に求める改善措置等

虐待の判断に至った4件については、当該法人に対して虐待の判断に至った理由について通知等で説明及び助言を行い、業務改善計画の提出を受けました。

【内容】

- ①やむを得ず身体拘束を行うときの手続きを徹底すること
- ②障害者虐待防止研修の実施を徹底し、職員の研修実績を管理すること
- ③新入研修、現任研修などの職員研修を充実させ、職員のスキルアップを図ること

(2)「虐待の事実が認められなかった事案」に対し、市が当該法人に行った助言等

虐待の事実が認められなかった18件においても、よりよい利用者支援に向けて今後改善した方が望ましいものについては、当該法人に対して通知等で助言を行いました。

【内容】

- ①利用者の障がい状況、支援方法、環境整備等について職員間で情報共有を図り、利用者の立場に沿った支援を行うこと、また、そのような体制を整えること
- ②利用者との適切なコミュニケーションの在り方について職員同士が話し合う場を設け、情報共有を行うこと
- ③転倒等による利用者の怪我の把握に努め、必要に応じて通院を行い、保護者に対して丁寧な説明を行うこと

※なお、虐待の判断に至った4件及び虐待の事実が認められなかった18件については、東京都に報告済です。今後は、業務改善計画に沿った取組の実施状況を適切に把握するとともに、当該法人の相談に応じ、東京都等と連携しながら助言や指導を行ってまいります。

4 障害者虐待防止に係る当該法人の主な取組状況

(1) 実施中（済）の取組

- ①身体拘束適正化委員会の開催（やむを得ない身体拘束の可能性のある利用者について検討）
- ②障害者虐待防止研修等の実施（都研修、管理者研修、中堅層研修、メンタルヘルス研修など）
- ③虐待防止委員会による虐待事案の検証、業務改善計画の策定、虐待防止規定、虐待防止マニュアルの見直し等
- ④第三者委員会の設置
- ⑤家族等への説明（事業所単位の説明会、父母会、家族会への説明会、個別の説明）

(2) 今後の取組予定

- ①身体拘束適正化委員会の開催
- ②施設職員等への継続的な学習会、研修会の実施
- ③虐待防止委員会の開催（業務改善計画の進捗確認等）